

平成 22 年度実施  
短期大学機関別認証評価  
評価報告書

会津大学短期大学部

平成 23 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した短期大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 短期大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	10
基準4 学生の受入	13
基準5 教育内容及び方法	15
基準6 教育の成果	21
基準7 学生支援等	24
基準8 施設・設備	28
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	31
基準10 財務	35
基準11 管理運営	38
<参 考>	43
i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	45
ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	46
iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	48



## 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した短期大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、公・私立短期大学からの求めに応じて、短期大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「短期大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の短期大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 短期大学機関別認証評価に関して、機構が定める短期大学評価基準（以下「短期大学評価基準」という。）に基づいて、短期大学を定期的に評価することにより、短期大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各短期大学にフィードバックすることにより、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 短期大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として短期大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

### 2 評価のスケジュール

機構は、公・私立短期大学の関係者に対し、短期大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、短期大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

22年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象短期大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
23年1月	評価委員会（注3）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象短期大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・短期大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・短期大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・短期大学機関別認証評価委員会

3 短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成23年3月現在）

(1) 短期大学機関別認証評価委員会

麻生隆史	九州情報大学長・山口短期大学長
雨宮照雄	三重短期大学教授
大竹美登利	東京学芸大学副学長
大野博之	国際学院埼玉短期大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
◎上條宏之	長野県短期大学長
小舘静枝	小田原女子短期大学理事
澤井昭男	福島学院大学教授
清水一彦	筑波大学理事・副学長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○関根秀和	大阪女学院大学長・大阪女学院短期大学長
難波正義	新見公立大学長・新見公立短期大学長
樋田豊次郎	秋田公立美術工芸短期大学長
松田之利	岐阜市立女子短期大学長
山内芳文	聖徳大学教授・学長補佐
吉田文	早稲田大学教授
吉村恵美子	川崎市立看護短期大学長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 短期大学機関別認証評価委員会評価部会

○雨宮照雄	三重短期大学教授
五十嵐潤	秋田公立美術工芸短期大学教授
○大竹美登利	東京学芸大学副学長
萩上紘一	大学評価・学位授与機構教授
○上條宏之	長野県短期大学長
嶋崎伸一	山形県立米沢女子短期大学理事・学生部長
清水道夫	長野県短期大学教授
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
田野光彦	南九州短期大学長
野澤庸則	大学評価・学位授与機構客員教授
平本弘子	福山市立女子短期大学教授
福井有	大手前大学総長・大手前短期大学長
瀧上倫子	福山大学教授
○松田之利	岐阜市立女子短期大学長
諸岡晴美	富山大学教授
◎山内芳文	聖徳大学教授・学長補佐

※ ◎は部会長、○は副部会長

(3) 短期大学機関別認証評価委員会財務専門部会

雨宮照雄	三重短期大学教授
○大野博之	国際学院埼玉短期大学長
◎清水秀雄	公認会計士、税理士
和田義博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

#### 4 本評価報告書の内容

##### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該短期大学全体として機構の定める短期大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。

また、対象短期大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

##### (2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象短期大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

##### (3) 「参考」

「参考」では、対象短期大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象短期大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象短期大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成22年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

会津大学短期大学部は、短期大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「地域プロジェクト演習」やゼミナールにおいて、地域活性化センターとの連携を図り、地域課題解決を目指した学生参画型実学・実践教育を行っている。
- 情報教育が充実しており、また学内専用のポータルサイト「P o t a .」を利用した教育情報の提供が行われており、高い教育効果をもたらしている。
- 食物栄養学科で、栄養士資格を活かした分野への就職が非常に多い（90%程度）。
- 就職率は、過去5年平均で98.0%と高い水準を維持している。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 短期大学の目的

- 1-1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 短期大学の目的（学科又は専攻課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第108条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該短期大学部の目的は、学則第1条に「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与することを目的とする。」と学校教育法第108条に沿って定められている。また、これに基づいて短期大学部及び各学科（コース）の教育研究上の目的が、会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程（平成20年4月制定）に定められている。

そこでは、短期大学部の教育研究上の目的が「本学には、産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科及び社会福祉学科を設置し、産業、経営、デザイン、情報、環境、健康、栄養、食品、福祉及び保育などの専門性を有した上で、幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有する人材の育成を目指す。また、豊かな人格と自発的な学習意欲を持続させながら行動力と実践力のある人材の育成を目指すとともに、時代の変化、今日的課題に対応できる問題解決能力や創造的展開能力を保有する応用能力のある人材の育成を目指す。加えて、地域社会が抱える問題を解決するため、学部の知識や技術の成果を地域社会に還元することを目的とする。」と定められている。各学科の教育研究上の目的は、それぞれ定められており、例えば、社会福祉学科では、「人間尊重の理念に基づき、生活をさまざまな面からとらえることにより人間社会の中に存在する福祉問題を発見する能力やこれらの問題の根本にある本質を見抜き、解決することのできる基礎的能力と科学的洞察能力を身につけ、地域社会の幅広い分野で社会福祉の向上に寄与できる人材を育成することを目的とする。」と定められている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

当該短期大学部が掲げる目的は、大学案内、学生便覧等を通じて構成員に周知を図っている。新入生に対しては、入学時における1年生全体ガイダンス及び1年生学科別ガイダンスにおいて教育目的を項目別に分けて周知を図っている。新規採用教員に対しては、採用時に説明している。

また、大学案内を毎年6,000部作成しており、オープンキャンパスや入学試験の案内、教員による県内外の高等学校訪問、各種進学説明会等において配布し、短期大学部の目的について説明を行っている。さらに短期大学部の目的は、ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、目的が短期大学部の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**基準 2 教育研究組織（実施体制）**

- 2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 2 を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-① 学科（専攻課程を含む。）の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学部は、産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科、社会福祉学科の3学科より構成されており、学則や会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程に定められている教育研究の目的に対応した構成となっている。

このことから、学科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

各学科に共通する教養教育を実施するため、教養教育全体を統括する教養基礎会議を設置している。この教養基礎会議は、教養基礎科目を担当している各学科所属の専任教員5人と会津大学文化研究センターの教員4人の計9人で構成されており、部科長会議の推薦に基づき教授会の承認を得た者を議長としている。

教養教育の基本的方針は、学生のニーズや社会情勢の変化を踏まえた多様な科目を用意することにおかれており、教養基礎会議では、英語教育におけるTOEIC等の資格試験向けの授業（平成13年度）、四年制大学への編入を目指す学生向けの授業（平成20年度）及び社会的・国際的テーマを取り上げる総合科目（平成17年度）等を導入している。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-④ 短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

情報処理教育を推進するため、平成5年度より汎用大型コンピュータを中心とするコンピュータセンターを設置している。コンピュータセンターの運営にはコンピュータセンター運営委員会が当たり、各種コンピュータシステムの統括・管理のほか、入学生向けの全学的なコンピュータガイダンスの運営を行っている。

昭和37年度に開設した産業調査室（昭和55年度に地域総合調査室と名称変更）を公開講座や派遣講座の活動と統合して、平成19年度に開設された地域活性化センターは、①福島県その他近隣市町村との連携、②派遣講座、公開講座、高大連携事業を通じた生涯学習等の推進、③受託研究や学生が地域社会に出て行

う調査研究の推進等を行っており、当該短期大学部の教育研究の進展に寄与し、地域社会の産業、生活、文化及び福祉の向上を図るといふ当該短期大学部の目的を達成するための取組を行っている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-1① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究審議会（学長、学部長、各学科長、附属図書館長、学生部長、教養基礎会議議長、コンピュータセンター長、事務局代表者、学長指名教職員及び外部の有識者により構成）は、定款第18条の規定により、教育研究に関する重要事項を審議する機関として設置されており、学長が必要と認める場合に招集され、教育研究審議会規程第3条により、教育研究に関する中期計画や年度計画等について審議を行っている。

教授会（学長、専任の教授、准教授、講師及び助教より構成）は、学則第41条及び教授会規程第3条により、教育研究及び運営に関する重要事項を審議することが定められており、月例の定例教授会と入学試験合否判定や卒業判定等を行う特別教授会のほか、教員採用等必要に応じて臨時教授会が開催されている。

また、当該短期大学部の運営に必要な委員会として、学内運営組織等に関する規則により、企画運営、評価、機関別認証評価、会計監査、教務厚生、入学試験、進路指導、附属図書館、広報、地域活性化センター運営、コンピュータセンター運営、国際交流、ハラスメント防止等の委員会を設置しており、このうち教務厚生委員会が主に教育活動に係る審議等を行っている。

さらに、各学科における教育及び研究活動を円滑に行うため、各学科に学科会議を設置し、学科内の教育計画や教務、学生の厚生補導等に関する事項を審議するとともに、教養基礎科目の教育の円滑な運営を図るため、教養基礎会議を設置し、教養基礎科目に係る教務等に関する事項を審議している。

また、当該短期大学部全般の運営を円滑にするため、部科長会議（学長、学部長、各学科長、附属図書館長、学生部長及び事務局代表者より構成）を設置し、短期大学部全般の業務に係る連絡・調整、教員人事及び運営等の学内重要事項に関する学長原案の調整等を行っており、委員会や学科会議等での詳細な審議及び部科長会議による議決を経て、教授会で最終決定を行っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-1② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

学内運営組織等に関する規則により、教務厚生委員会を設置しており、教務に関する事項、厚生指導に関する事項及び学生の補導に関する事項を所管している。

教務厚生委員会は、学生部長、産業情報学科選出教員2人（各コース1人）、食物栄養学科及び社会福祉学科選出教員各1人、教養基礎会議1人、計6人の委員で構成され、学生部長が議長を務めている。平成21年度は、計11回開催し、入学式・学位記授与式・大学祭等の行事、ガイダンス、学科課程及び授業時間割、学生の休学・退学、定期試験日程、奨学生の推薦や学生寮の運営等について審議している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制は短期大学設置基準を踏まえ、当該短期大学部の目的の確実かつ効率的な実現を図ることを基本的方針とし、学内運営組織等に関する規則において定められている。

専任教員は、その担当する専門教育科目を基準として、産業情報学科、食物栄養学科及び社会福祉学科のいずれかに所属している。教育課程を遂行する上で中核となる各学科においては、学科長が学科の運営を管理し、所属教職員を指揮監督している。また、学科に所属する専任教員で構成された学科会議において、教育計画、教務、厚生補導及び進路指導等といった学科内全般の運営について審議している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するため、各学科（専攻課程を含む。）に必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

当該短期大学部の短期大学士課程の専任教員数は、教授11人、准教授13人、専任講師3人の計27人であり、短期大学設置基準が求める必要専任教員数（22人）を上回っている（このほかに会津大学と兼任の学長1人）。食物栄養学科には専任助手3人が配置されており、短期大学設置基準とは別に栄養士養成施設として必要とされる専任助手数も確保している。さらに、各学科の教育課程に応じて、非常勤講師112人が配置されており、学生に多様な教育を提供し、短期大学の目的に沿った人材育成を行っている。

学科ごとにみると、産業情報学科の専任教員数は13人であり、このうち教授は5人である。食物栄養学科の専任教員数は7人であり、このうち教授は3人である。社会福祉学科の専任教員数は7人であり、このうち教授は3人である。いずれの学科も短期大学設置基準が求める必要専任教員数を上回っている。また、教育上主要と認める授業科目については、専任の教授又は准教授が配置されている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該短期大学部では、「教員の昇任人事に関する申し合わせ事項」において、職階構成と配置の適正化

について、定めているほか、平成 18 年度の法人化以降、教員を採用する必要が生じた際には、原則公募によって行われている。外国籍の専任教員は社会福祉学科に 1 人在職している。専任教員及び専任助手の男女別構成比は約 3 : 2 であり、また年代別構成比も各年代にわたって均衡のとれた年齢構成となっている。

また、抜群の成績を挙げた者等を表彰する職員表彰規程を設けている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-1① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用や昇任に関わる選考方法と選考組織については、教員選考規程に定められている。また、教員の選考基準は教員選考基準に、教員の備えるべき能力や条件として、人格、学歴、職歴、教授能力、研究業績、教育業績、学会及び社会における活動、健康等についてそれぞれの基準が定められている。

また、教員の昇任に関わる選考基準については、平成 21 年 3 月に「教員の昇任人事に関する申し合わせ事項」を定め、職位ごとの教歴、教育・研究上の業績、学内運営への貢献、社会貢献等から構成される審査基準を定めている。そこでは、教育上の業績の基準として、教育指導に係る実績（教育経験、教育実績等）、教育改善に係る実績（テキスト・教材の執筆、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）における授業改善への努力等）が挙げられており、教育能力に対する審査が行われている。

教員の採用・昇任の選考手続きについては、当該学科長から学長に申請し、学長は部科長会議において調整の上、教授会において選考委員会を設置して、採用及び昇任等についての選考方法等を決定している。選考委員は当該学科から 3 人、他学科から 2 人の計 5 人を教授会において選出している。公募情報の発信については、当該短期大学部ウェブサイト及び独立行政法人科学技術振興機構の研究者人材データベース（JREC-IN）等を利用している。選考委員は書類審査、面接、模擬授業等を実施し、教授会への推薦の可否を決定し、選考結果を教授会に報告している。教授会では、報告結果に基づいて審議を行い、投票数の 3 分の 2 以上の多数をもって議決している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-1② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動の評価については、これまで自己点検・評価報告書において研究業績や社会連携活動等を収録し、また「学生による授業評価」を実施していたが、平成 18 年度から、評価委員会の中に置かれている教員評価基準検討小委員会において、教員評価に関する基準作りに着手し、平成 21 年度分からすべての専任教員が業務活動実績報告書を提出することを義務化している。

評価は教育、研究、学内運営、社会貢献の 4 項目について行い、それぞれに評価指標を設定し、それぞれの達成状況、優れた点、改善を要する点として自己評価を行い、提出することを求めている。

なお、この業務活動実績報告書により把握された事項に対する取扱い、評価の在り方、優遇措置の是非、運用方法、顕彰制度等については、現在、教員評価基準検討小委員会で検討が進められている。

このように教員の教育活動に関する定期的な評価については、近年、取組が開始されており、その結果への対応についても現在検討中である。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

個々の教員について、研究業績と主要担当科目との連関をみると、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容と相関性を有する研究活動が行われているといえる。

このことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 短期大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

事務局の専任の事務職員等については、事務職員として事務局短期大学担当次長1人、短期大学事務室長1人、総務係（庶務、経理、企画）に4人、学生係（教務、入学試験、学生支援）に5人、技術職員として学生係（コンピュータセンター運営）に1人を配置するとともに、公用車運転業務等に当たる嘱託職員1人を配置している。また、附属図書館には司書1人と司書資格を有する臨時事務補助員1人を配置している。キャリア支援センター嘱託職員に2人、地域活性化センター嘱託職員に1人を配置している。

当該短期大学部では、専門教育科目として、演習・実習科目を多く開設しているため、食物栄養学科に専任助手3人を配置しているほか、産業情報学科に4人、社会福祉学科に1人の非常勤実習助手を委嘱している。このうち社会福祉学科の実習助手は、社会福祉士及び保育士養成に係る学外実習の事務補助者である。また産業情報学科では、4人の実習助手のほか、コンピュータ関連科目においては必要に応じてステューデント・アシスタントを配して教育支援を行っている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。



**基準4 学生の受入**

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該短期大学部では、短期大学部及び各学科の教育目的に基づき、求める学生像が明確に定められている。例えば、短期大学部全体については、「専門知識を身につける意欲、能力、適性がある人」「幅広い教養と高い倫理観を身につけようと努力する人」「問題解決能力と創造的展開能力を身につけて、社会に貢献しようとする意欲がある人」と定められており、同様に各学科についても求める学生像が定められている。これらは、大学案内や学生募集要項及びウェブサイトにおいて公表され、周知が図られている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

当該短期大学部では、一般の推薦入学者選考のほか特別推薦（指定校）や資格推薦を設けるとともに、一般入学者選抜Ⅰ期は学力試験による選抜と大学入試センター試験の成績を利用した選抜の両方を併願できるなど、多様な入学選抜方法を用意しており、受験生の学力だけでなく、意欲や技能、経験等の多様な能力を基準として、求める学生像に即した入学者選抜方法が採用されている。

推薦入学者選考における面接では志望動機・学習意欲等とともにアドミッション・ポリシーに関連する内容も質問している。また、一般入学者選抜の大学入試センター試験を利用した入学試験区分では、3科目ないし2科目を課すことにより、当該短期大学部の共通のアドミッション・ポリシー「幅広い教養（中略）を身につけようと努力する人」に該当する資質を見極めるようにしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

該当なし

4-2-3③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

教授会の下に設置された入学試験委員会（学生部長、産業情報学科教員2人、その他の学科教員各1人

により構成)において、入学試験に関わる企画、入学試験実施体制組織の編成、入学試験問題の作成、採点及び成績の管理等を行っている。

試験ごとに実施要領、監督要領、当日スケジュール等が整備されており、入学試験当日は全学の教職員の参加によって業務を実施している。入学試験の出題と採点に関しては、入試問題出題委員会が中心となって、問題作成と点検を行い、出題ミス等の防止に努めている。また、試験当日は、入学試験委員と入試問題出題委員が試験本部に待機して、受験生からの質問に対応できる体制をとっている。

合格者の決定は、学科会議での検討を経てから各学科長が教授会に合格候補者を提案し、その提案を教授会で審議している。

入学者選抜の透明性を確保するため、選抜試験の基本データ(募集人員、志願者数、受験者数、合格者数、合格者の最高点、最低点、平均点、大学入試センター試験平均点)を公開しているほか、受験生本人からの請求があった場合は本人の得点や順位も情報開示している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

毎年実施される「在学生による本学評価」のアンケートでは、当該短期大学部に入学した目的や入学目的に対する現時点での達成度等についても質問しており、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が機能したかどうかの検討資料としている。アンケートからは、専門知識の習得等を中心にした学業面への高い目的意識があると認められ、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われていることがわかる。

また、毎年入学試験実施後に、その年度の結果を各学科で検証し、入学試験委員会で全学的に検討し、次年度以降の入学試験の改善に役立っており、これまでに一般入学者選抜I期への大学入試センター試験導入や特別推薦制度の整備・拡大等が行われている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成18～22年度までの5年間について、入学定員に対する実入学者数の比率は1.06倍(平成22年度)～1.12倍(平成20年度)の間で分布しており、実入学者数が入学定員を下回った年度はなく、入学定員を20%超過するような年度もない。

学科別に平成18～22年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均を示すと、産業情報学科では1.11倍、食物栄養学科では1.08倍、社会福祉学科では1.04倍となっている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**基準5 教育内容及び方法**

(短期大学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

**【評価結果】****基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

&lt;短期大学士課程&gt;

- 5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該短期大学部で授与される学位は、産業情報学科では短期大学士（産業情報）、食物栄養学科では短期大学士（食物栄養）、社会福祉学科では短期大学士（社会福祉）である。教育課程は、教育目的やこれらの学位に則して、教養教育に相当し全学科共通の「教養基礎科目」とそれぞれの学科の専門性を活かした「専門教育科目」の2区分により構成されている。

教養基礎科目は、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために設けているものである。学科によって開設科目は多少異なるものの、「人間と文化」「人間と社会」「自然科学と技術」「総合科目」「国際コミュニケーション」及び「健康と科学」の6つに区分した上で、30科目程度が配置されており、2年間で12単位以上履修しなければならないこととされている。

専門教育科目についてみると、産業情報学科では、共通選択科目（必修科目5科目9単位、共通選択科目26科目59単位）及びコース別選択科目（経営情報コース選択科目31科目67単位、デザイン情報コース必修科目7科目14単位、デザイン情報コース選択科目29科目51単位）を配置している。経営情報コースでは、経営学、経済学、会計学、情報学の4分野について実践的に学び、企業・経営にとって有用な情報を発見し、問題解決に向けて創造的に活用できるように、問題発見・解決能力、情報収集・分析・活用能力、創造的展開能力等を育成するための科目を配置している。デザイン情報コースでは、インターフェイス、インテリア、クラフト、グラフィック、プロダクトの各分野を専門的に学び、情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境等に配慮したモノ・事のデザインが実践的に展開できるようになるための科目を系統的に配置している。

食物栄養学科では、平成18年度から新教育課程に改編し、栄養士法施行規則に基づいた栄養士養成科目の改廃を行うとともに、栄養情報担当者（NR：Nutritional Representative）やフードスペシャリストの認定試験受験資格を取得することが可能な教育課程に再編成しているほか、食に関心があっても自然

科学を必ずしも得意としない者が少なからず入学していることに配慮し、化学の基礎を順序だてて学ばせるために1年次前期に「基礎化学」、後期に「有機化学」を設けている。食物栄養学科では、栄養調査、献立作成、食物栄養学に関わる情報収集等でコンピュータを活用するので、1年次前期に「食物栄養情報学」、2年次前期に「栄養情報処理」を設けて、コンピュータの基礎と活用法を学ばせている。ゼミナールは1年次後期に「卒業研究Ⅰ」、2年次に「卒業研究Ⅱ」を設け、1年次後期から卒業時までの連続的なゼミ活動を可能にしている。また、入学後の早い時期に学科やクラスの連帯感を深めてもらう目的で1年次前期に「基礎演習」を開設している。専門の各分野については、例えば食品学分野の場合、1年次前期に「食品学総論」で基礎を学ばせた後、1年次後期に「食品学各論」、2年次に「食品機能化学」「食環境科学」「食品加工実習」を設けることによって応用力を身につけさせようとしているなど、学生が各分野の専門科目を無理なく学べるように系統立てた科目編成としている。

社会福祉学科では、資格の取得にかかわらず、社会福祉を学ぶことを学科の基盤としており、現代社会そのものや社会保障システムの枠組み、社会福祉援助者としての基本的な職業倫理等を学ぶ科目として、「社会福祉援助技術Ⅰ」「社会保障論Ⅰ」「社会保障論Ⅱ」「社会福祉学概論Ⅰ」「社会福祉学概論Ⅱ」「社会福祉事業史」「福祉行財政と福祉計画」を社会専門基礎科目とし、卒業必修としている。また、福祉に関わる職業人を目指す者として、幅広い領域にわたり見識を深めるため、「高齢者福祉論」「障害者福祉論」「保育原理」及び「養護原理」は、卒業資格単位として必修とし、すべて1年次前期に設けており、その後に関心領域への学びに進めるよう配慮した科目体系になっている。このほか、教育上の目的に沿った能力を身につける専門的な問題に対して少人数で行う科目として「特別演習」を2年次の通年に設け、学生の興味関心に応じた卒業研究に取り組ませている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各学科とも教養基礎科目は学生の多様なニーズにこたえられるように配置されており選択の自由度は高くなっている。

産業情報学科では、平成17～20年度にかけて大幅に教育課程を見なおし、「CG論」や「データベース」といったコンピュータ関連科目を強化したほか、きめ細やかな指導実現のための「デザインプロセス論」「デザインプロセス論演習」「デザインアイテム論」といった分野単位で行う授業を増強し、また「地域産業論」「地域プロジェクト演習」等といった社会から短期大学に求められている実学実践教育や地域貢献に配慮した科目を新設するなどの改革を行っている。

食物栄養学科では、食を取り巻く環境が激変しつつあり、複雑で広範な諸課題に対処できる食の専門家が必要とされる時代を迎えていることを受けて、従来の栄養士免許資格に加えてフードスペシャリスト受験資格及び栄養情報担当者受験資格を取得できるように教育課程を整備している。

社会福祉学科では、保育実習について「保育実習Ⅰa」（施設実習）、「保育実習Ⅰb」（保育所実習）、「保育実習Ⅱ」（保育所実習）に加えて、平成20年度から「保育実習Ⅲ」（施設実習）を選択必修として新設し、施設保育における保育士養成の充実を図っているほか、社会福祉士養成においては、法改正に伴い、平成21年度から新科目「社会調査の基礎」「就労支援サービス」「更生保護制度」「権利擁護と成年後見制度」「福祉サービスの組織と運営」を設置している。また、社会福祉士養成課程と保育士養成課程共通の「社会福祉援助技術演習」を設けてきたが、相談援助内容の差異が大きいため「社会福祉援助技術演習（保育）」

を新設している。

また、全学科共通の自由科目（単位は認定されるが、卒業単位には算入されない科目）を配置するとともに、他学科の専門教育科目を自由科目として履修することを認めている。特に、キャリア形成を支援する「キャリア開発論」は、産業情報学科の共通選択科目であるとともに、ほかの学科では自由科目として開設している。

このほか、平成21年度に、福島県内所在の16の高等教育機関と共同申請した「高等教育コンソーシアムふくしま」の構築による広域連携型学士力向上プログラム」が大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラムに採択され、県内の高等教育機関と共同で多領域のプロジェクトに取り組んでおり、単位互換協定によって学生が他大学の授業を履修できるようにしている。また、入学前の既修得単位を認定する制度を設けている。

専任教員は研究活動を通じて、研究成果を授業に反映させている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学生個人の自主学習への動機付けを高めるための取組としては、「学生による授業評価」において、予習・復習の実施等について評価の高い科目の授業公開と意見交換会を実施するなどしてその効果的な方法を検討している。なお、実施されている取組の例としては、「学生に書かせる双方向性を授業見学で学んだので、平成21年度のある授業では、授業の最初から『予習テスト』として教科書の要約を書かせた。」こと等がFD活動アンケートの回答として寄せられている。

また、ゼミナール形式で行う「卒業研究ゼミⅠ」「卒業研究ゼミⅡ」（産業情報学科）、「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」（食物栄養学科）及び「特別演習」（社会福祉学科）においては、2年間の各学科領域科目の集大成として、成果物の作成や発表を行う機会を設けており、これを最終的な学習到達目標として取り組ませている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-④ 地域課題解決を目指した学生参画型実学・実践教育が展開されているか。（当該短期大学の設定した独自の観点）

当該短期大学部では、教育研究上の目的を踏まえて、問題解決型学習や地域性・社会性のあるテーマを取り上げる演習や実習に力点を置いた教育を行っている。

平成19年度には地域活性化センターを設立し、地域活性化のために地域関連機関（産官民学）と協働・連携事業を行っており、「卒業研究ゼミⅠ」「卒業研究ゼミⅡ」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「特別演習」「地域プロジェクト演習」において、地域や社会の問題を認識し、具体的な解決策を提案させることを通じて、連携事業と教育を関連させ、教育にフィードバックさせることを意識的に追求している。具体的な例としては、棚田オーナー制度による中山間地域集落の活性化や閼川集落炭焼きの里再生支援事業等が挙げられる。学生が地域のフィールドに研究参加・参画することは、コミュニケーション力、問題発見力、創造的展開力、問題解決能力等の育成に非常に効果的であり、学生の問題意識を高めるとともに自己実現に対する意識改革に役立っている。

また、ガイダンス時等に学生に地域課題解決を目指した学生参画型実学・実践教育について周知を図るとともに、各教員が「卒業研究ゼミⅠ」「卒業研究ゼミⅡ」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「特別演習」「地域

プロジェクト演習」、各種デザインコンペティション、各種ボランティア活動等をとおして、学生に地域課題の解決を目指した学生参画型実学・実践教育の展開を図っている。

なお、学生参画型実学・実践教育の取組テーマ数は、平成17年度の10から平成21年度の52に順調に増加しており、それらはいずれも地域課題の解決に直結しているテーマとなっている。

これらのことから、地域課題解決を目指した学生参画型実学・実践教育が展開されていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

教育目的を達成するため、「経営学概論Ⅰ」「デザインプロセス論」「生化学」「社会福祉学概論Ⅰ」等の講義、「英会話Ⅰ」「上級簿記演習」「CG論演習A」「臨床栄養学演習」「乳児保育Ⅰa」「音楽Ⅰa」等の演習、「デザイン実習Ⅰ」「給食管理実習(学内)」「社会福祉実習」等の実習、「食品衛生学実験」「調理学実験」等の実験及び「運動技術Ⅰ」等の実技が行われている。

また、「統計学」(講義)と「統計学演習」、「デジタルデザイン論」(講義)と「デジタルデザイン論演習」、「臨床栄養学概論」(講義)と「臨床栄養学演習」及び「臨床栄養学実習」、「社会福祉基礎演習」と「社会福祉実習指導Ⅰ」(演習)及び「社会福祉実習」(学外実習)等、教育上の必要に応じた授業形態の適切な組合せと均衡が確保されている。

当該短期大学部の学習指導上の特長として、ゼミナールの活用、フィールド型授業の多用及びコンピュータの活用がある。

ゼミナール(「卒業研究ゼミⅠ」「卒業研究ゼミⅡ」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「特別演習」)は全学科で開講しており、教員の研究室や経営情報演習室、デザイン情報実習室及びコンピュータセンターで少人数で対話型の演習を行っている。学科によってはゼミナールの必修化や卒業研究発表も行われている。

フィールド型授業は、産業情報学科の「地域プロジェクト演習」、食物栄養学科の「給食管理実習(学外)」や社会福祉学科の「保育実習Ⅰa」「社会福祉実習」等、全学科にわたってそれぞれの専門領域に応じて組み込んでいる。

コンピュータの活用に関しては、「プログラミング論」等といった情報科目の多い産業情報学科だけでなく、食物栄養学科の「栄養情報処理」、社会福祉学科の「福祉情報処理論」を開講しており、4室あるコンピュータ室を十分活用した情報教育を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

平成20年度からはシラバスを学内専用のポータルサイト「P o t a .」上に掲載し、学生はバナーにある「シラバス検索」で、全科目のシラバスを見ることができるとともに、紙媒体に出力することも可能となっている。履修登録後は自分の時間割の科目名をクリックするとその科目のシラバスを見ることが出来る。シラバスでは、「内容および計画」で科目の内容と各回の計画、「成績評価」の欄では評価方法(定期試験、提出課題、受講態度等)とその割合を示し、「教科書」「参考書」「学習到達目標」「先修条件」「その他」等を記載している。また、「学生の授業評価」からは、シラバスが授業の聴講に活用されていることが確認できる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

授業時間以外の学習を支援するために、コンピュータ関連施設の開放、附属図書館の開館時間の延長及び土曜開館を行っており、実習室や演習室を施錠せずに自主学习ができるように開放している。

また、学生からの質問や相談に対応するため、各教員は週に1コマ以上のオフィスアワーを設けている。

基礎学力不足の学生への配慮等としては、前期科目である「英語Ⅰ」及び「英語Ⅲ」については、毎週小テストを実施し、一部の専門科目においては、1年生前期科目について中間試験を実施して、基礎学力を把握している。平成19年度から自由科目として「基礎英語」を開講しているほか、学生がオフィスアワーの時間帯以外の時間に研究室を訪れた場合でも、極力、学生の質問に対応している。また、全学科ともゼミナール（「卒業研究ゼミⅠ」「卒業研究ゼミⅡ」「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」「特別演習」等）を実施しており、所属するゼミごとの学生数は少ないために、基礎学力不足の学生に対してもきめ細やかな指導・相談体制を実現している。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については、科目の履修及び認定試験に関する規程に定めており、試験成績、平常の成績、出席状況等を総合的に判定して100点法により行い、80点以上をA、80点未満70点以上をB、70点未満60点以上をC、60点未満をDと表示し、成績評価がA、B及びCの場合を合格とし、所定の単位を与えるとしている。卒業認定基準は、学則に規定しており、教養基礎科目12単位以上、専門教育科目50～58単位以上と学科によりそれぞれ定められている。

各教員による成績の評価方法は、シラバスに記載されており、学内専用のポータルサイト「P o t a .」で掲載されている。

卒業認定は、教授会で審議して適否を決定している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するための措置としては、シラバスに評価方法（筆記試験、出席状況等）と、

それぞれの評価方法が成績に反映される割合を示し、成績評価に客観性・厳密性を持たせている。

また、学生便覧の「学生の科目履修認定試験受験心得」には、「成績表に疑義があるときは、成績評価に関する申立書によりすみやかに事務室に申し出ること」と記しており、書式を用意して疑義の申立てができるようにしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専攻科課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 「地域プロジェクト演習」やゼミナールにおいて、地域活性化センターとの連携を図り、地域課題解決を目指した学生参画型実学・実践教育を行っている。
- 情報教育が充実しており、また学内専用のポータルサイト「P o t a .」を利用した教育情報の提供が行われており、高い教育効果をもたらしている。



**基準6 教育の成果**

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該短期大学の教育目標は、学生に専門性、行動力、実践力、学習意欲、幅広い教養と高い倫理観、判断力・総合力、問題解決能力、創造的展開能力等を身に付けさせることにあり、これらの達成状況を学科会議でゼミナールの成果や資格取得状況により判断している。

産業情報学科では、卒業研究発表会を外部にも公開しており、外部関係者からの評価も参考にできる仕組みとしている。卒業研究に関しては発表会のほか、経営情報コース卒業論文要旨集、デザイン情報コース卒業研究発表会研究要旨集及び作品集の発行、卒業展等が行われている。また、全教員が卒業研究発表会へ出席し、質疑応答及び講評を行うという組織的取組も恒常的に維持している。さらに、地域に密着した研究の場合、当該地域での発表会や各種デザインコンペティションへの協力等も行い、地域に研究成果を還元している。

食物栄養学科では、2年次生には全員に栄養士実力試験（社団法人全国栄養士養成施設協会主催）を受験させ、その結果に基づき達成状況を検証・評価している。また、フードスペシャリスト資格認定試験（社団法人日本フードスペシャリスト協会主催）が卒業年度の12月に前倒しで実施されるので、資格取得希望者全員に試験を受験させ、その合格状況により達成状況を検証・評価している。このほか、栄養情報担当者の資格については、2年次後期の「健康栄養情報論Ⅱ」の期末試験を栄養情報担当者認定試験（独立行政法人国立健康・栄養研究所主催）と同様の形式で行うことにより達成状況を検証・評価している。

社会福祉学科では、社会福祉士国家試験受験資格及び保育士資格の取得状況が、人材育成の達成状況を検証・評価するための一つの指標となっている。また、2年次からゼミナール形式での特別演習（卒業研究）を課しており、その成果を卒業研究論文集として発行している。卒業研究は、社会福祉要支援者に対する調査を基本として取り組ませるものも多く、関係団体等に配布することで成果を還元し評価を受けている。そして、学科内公開形式による卒論発表会を開催し、報告要旨を基に発表させている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17～21年度までに入学した学生の動向をみると、標準修業年限内の卒業率が92.6%、留年や休学で卒業が遅れる者が3.4%、退学する者が3.5%となっている。

産業情報学科の卒業研究は現在の社会的課題や地域と強く結びついたテーマが多く、その活動の様子や

成果については、地元紙に掲載されている。また、産業情報学科の5年間の学業成績を検証すると、全科目における平均点は100点満点中79.3点であるが、平均点は年々上昇してきており、評価の分布状況や科目区分別の単位修得率や評価点等から教育の効果が上がっていることがわかる。

食物栄養学科では、栄養士実力試験の評価（平成21年度）は、A認定90.5%、B認定9.5%、C認定0%であった。全国平均はA認定56.7%、B認定34.1%、C認定9.2%となっており、当該短期大学部はA認定の割合が全国平均を大きく上回っている。

栄養士免許については、平成19～21年度において、2年間で卒業した者全員が所定の科目を修得することで取得している。フードスペシャリスト資格試験の合格率は、平成19年度が81.5%、平成20年度が95.0%、平成21年度が94.4%であり、全国平均それぞれ77.9%、80.2%、83.9%を上回っている。栄養情報担当者受験資格取得者については、平成19年度が35人（取得率87.5%）、平成20年度は39人（取得率88.6%）、平成21年度は33人（取得率78.6%）となっている。

社会福祉学科においては、卒業後相談援助業務を2年間経験して社会福祉士国家試験受験資格を得ることができる。平成21年度は卒業生の中から7人の合格者を輩出しており（合格率25.9%）、福祉系短期大学等で実務経験を経ての合格率では全国でも有数の実績を確保している。これは、在学時に福祉の専門性を身に付け、かつ科学的に洞察するための知識を習得させるべく適切な教育課程の構成により教育を行っていることによる成果といえる。

保育士資格に関しては、毎年度、資格取得希望者のほぼ全員が資格を取得している。これは、1年前期から保育士資格取得に係る志望動機のレポート課題を課し、保育士としての専門教科の理解度や適性について精査していることによる教育効果の結果といえる。

社会福祉学科ではすべてのゼミにおいて、卒業研究は卒業論文集としてまとめられており、また、卒業研究発表会を学科内で開催したり、福祉現場で実践研究発表を行っている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学期の終了直前に「学生による授業評価」を、各学年末には「在学生による本学評価」を実施し、集計結果を学内専用のポータルサイト「P o t a.」に公開している。平成17年度前期以降の「学生による授業評価」における総合評価に関する設問項目の回答結果をみると、5段階評価の4前後で推移しており、ここ5年間の状況をみると緩やかな上昇傾向にある。また、「在学生による本学評価」における「本学へ入学した目的に対する現時点での達成度」に関する項目の回答によると、これもわずかではあるが全項目にわたって満足度が上昇している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生の進路状況について過去5年間の推移をみると、就職希望者の就職率の5年間平均は98%（短期大学の全国平均：92.5%）であり、いずれの年度においても全国平均を上回っている。平成17年度以降の進学希望者の進学率については、平成18年度の97%を除き100%を達成している。

学科関連領域への就職状況については、産業情報学科経営情報コース、食物栄養学科及び社会福祉学科において、過去3年間の平均が80%を上回っており、在学中に学んだことが就職に活かされている。

就職先としては、産業情報学科では金融業、情報サービス業、製造業、印刷業、建設業、運輸業のほか

各業界や公務に及んでいる。食物栄養学科では委託給食・産業給食をはじめとして民間・公務において栄養士の資格を活かした職場への就職率が、過去5年間に於いて90%前後で推移しており、栄養士資格を活かした就職率の全国平均は40%台であることに比べ、その2倍という高率を維持している。社会福祉学科では福祉施設等への就職が大半であるが、保育士の資格を活かせる保育所勤務数が各年度において最も多くなっている。

編入進学先については、各学科とも東北・関東甲信越地方の国公立大学が多くなっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

「卒業生による本学の評価」については、ウェブサイトにて調査項目を設け、卒業生に任意に回答してもらうようにしており、94%の者が短期大学で学んだことが役に立っていると回答している。

また進路指導委員会が、卒業生を継続的に雇用している事業所等の関係者宛のアンケートを平成18年度から実施しており、その結果、「与えられた課題を最後までやり抜く粘り強さがある」「職場の上司・同僚とうまく協力して仕事ができる」「新しい課題に取り組む熱意・意欲がある」の項目で高い評価を得ている。また、「キャリア開発論」の講師には、卒業生や就職先企業の採用部門責任者も含まれるので、卒業生に対する評価を直接尋ねる機会が設けられている。

編入学生については、国公立大学等の教員による当該短期大学部への出講や学会参加の機会を捉えて、当該短期大学部教員が聞き取りをしており、卒業生が編入学先のゼミで活躍するなどの事例もある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- デザインコンペティションへの協力で、地域に役立つ研究成果を還元している。
- 食物栄養学科で、栄養士資格を活かした分野への就職が非常に多い（90%程度）。
- 卒業した後、相談援助業務を2年間経験して社会福祉士国家試験に合格した者が卒業生の20%を超えている。
- 就職率は、過去5年平均で98.0%と高い水準を維持している。

#### 【更なる向上が期待される点】

- 卒業生や就職先等からの教育の成果や効果を検証する取組は一定程度行われているが、さらに充実することが望まれる。

**基準7 学生支援等**

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

4月の前期開始時には1年生全体ガイダンス及び1年生学科別ガイダンス、2年生学科別ガイダンスを、また、後期開始時には後期学科別ガイダンスを実施しており、各学科・コースの特徴に合わせて教務厚生委員が中心となって学生便覧に基づき、授業科目、履修方法、資格要件、卒業要件等について詳しく説明している。ガイダンスでは成績評価表を手渡し、個別の学生の単位取得状況に応じて教務厚生委員がゼミの教員と連携をとって指導している。なお、「在学生による本学評価」によると「高校までに学んだこととのギャップを感じている」と回答した学生は減少傾向となっているほか、「学生生活アンケート調査」における「新学期の履修等のガイダンス」についての回答によれば、ガイダンスに関する学生の満足度は非常に高くなっている。

また、コンピュータセンター運営委員会が中心となって新入生の入学直後にコンピュータガイダンスを実施しており、当該短期大学部の情報機器や情報システムの操作方法をはじめ情報倫理やインターネット利用における各種トラブルに対する被害者・加害者にならないためのネットワークリテラシーに重点を置いたセミナーを実施している。この新入生に対するコンピュータガイダンスは入学当初から質の高い教育を可能にし、2年間という短い修学期間におけるコンピュータを活用する教育に大きな役割を果たしている。授業指導に係るガイダンスへのニーズに関しては、「学生生活アンケート調査」において把握している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学習支援に関する学生のニーズの把握については、全教員に対して週1コマ以上のオフィスアワーが設定され、各教員が学習相談、進路相談、その他の相談を受け付けている。オフィスアワー以外にも、電子メールによる相談を含め、学習支援に対応している。さらに、少人数教育の利点を活かし、ゼミナールにおいても、個別指導が細やかに行われている。

また、学生相談員制度があり、各学科から選出された教員が学生相談窓口になっている。このほか、会津大学学生相談室のカウンセラーである相談員が毎週木曜日に当該短期大学部の学生相談室で相談に応じており、それ以外の曜日についても会津大学学生相談室でも相談することを可能としている。

進路相談については、各学科・コースごとに配置された進路指導担当の教員が、キャリア支援センター

のキャリアアドバイザー（2人）と連携して進路相談・支援を行っている。キャリア支援センターは、月曜日から金曜日までの15時から19時に開設され、進路決定活動を支援している。なお、進路ガイダンスは、4月に2年次生を対象に、7月及び10月に1年次生を対象に実施している。

また、学内専用のポータルサイト「P o t a .」を利用して、教務に関わる各種連絡（休講・補講、事務局からの呼び出し、授業の担当教員からのお知らせ等）を自宅のパソコンや携帯電話で随時把握することを可能としている。具体的な利用状況については、「P o t a .」を利用したお知らせ配信は平成21年度で1,000件を上回っており、教員から授業に関する連絡にも利用されている。また、これらの連絡を携帯電話の電子メールにより随時確認している学生の割合は90%程度と高くなっている。

さらに、「在学生による本学評価」が毎年行われており、これによっても学習支援に関する学生ニーズの把握が可能になっている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

現在は、特別な支援を必要とする学生は在籍していないが、そのような学生に対しては、教務厚生委員、授業科目担当者、ゼミ教員等が個別の状況に応じて支援することとしている。

このことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的な学習を支援するために、コンピュータセンター演習室やCG室等について、授業のある平日の日中だけでなく、利用申請を受けて、平日の時間外、長期休業期間や土曜日・日曜日の利用も認めている。パソコンは、コンピュータセンター演習室Aに66台、コンピュータセンター演習室Bに50台、CG室に50台、CG演習室に16台、CG入出力室に6台、エントランスに5台を設置している。

なお、コンピュータセンターの時間外利用状況（平成21年4～7月の平日夜間ログイン数）は、3,848件である。また、附属図書館でも開館時間を一部延長し放課後の自主学習ができる環境を提供している。さらに大教室や一部実験室は除くが、教室、演習室及び各実習室等については施錠せずに自主学習ができるように開放している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

在学期間が2年間という短期大学の性格上、継続した活動には短期大学としての支援が不可欠であり、自治会室、部室等を貸与するとともに、教務厚生委員を中心とした教職員が支援している。

具体的には、自治会活動、大学祭（紅翔祭）、サークル活動、スポーツ大会等に対して、教務厚生委員会の担当教員等が支援を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学科・コース各1人計4人の教員を学生相談員とするとともに、週1回学生相談カウンセラーを配置し、様々な問題に対応している。また、専用の学生相談室を平成21年度に新たに整備している。さらに、専任教員が毎週一定時間を相談時間に充てるオフィスアワー制度を平成18年度後期から導入している。また、平成20年度には、セクシュアル・ハラスメントだけでなくあらゆるハラスメントの防止を図るべく、ハラスメント防止委員会を設置するとともに、ハラスメント防止のためのガイドラインを定め、各学科・事務室各1人計4人の相談員を配置している。これらの制度については、学生便覧に掲載するとともに、リーフレット『ハラスメントのない短大へ』やガイダンスで説明している。

また、医務室の利用については、その説明をガイダンスで行い、周知を図っている。医務室は事務室に隣接し、ベッド2台及び常備薬等を配置している。医師や看護師は常駐していないが、学生の怪我や病気については、主に事務室職員が対応している。また、学校医は開業医に委嘱しており、年に1回全学生を対象に内科検診を行っている。なお、個別の健康相談については、内科検診と併せて行っている。

また、メンタルヘルスへの対応状況については、嘱託（非常勤）のカウンセラー1名と学生相談員4名（担当教員）が、心理面の相談に対応している。

進路に関しては、平成19年度にキャリア支援センターを設置するとともに、2人のキャリアアドバイザーを配置し、全学生に対する面談を実施し、全学生の進路相談カルテを整備するなど、進路指導体制を整えている。キャリア支援センターへの相談件数は、平成19年度434件、平成20年度643件、平成21年度は866件となっている。

学生のニーズについては、毎年4月に2年次生に対し、「学生生活アンケート調査」を行うとともに、学生相談においても把握することによって、各種委員会において対応策を検討している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

当該短期大学部では、特別な生活支援を必要とする学生は在籍していないが、そのような学生に対しては、教務厚生委員が個別の状況に応じて支援することとしている。

このことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

入学時のガイダンスにおいて、新入生全員に対し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度に関する説明を行うとともに、学生便覧への掲載や学内専用のポータルサイト「P o t a .」により周知徹底を図っている。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金については希望者が全員受給しており、平成21年度の在学生在に占める受給者の割合は58.3%（留学生を除く）である。また、その他の奨学金制度についても随時周知を図っている。さらに、当該短期大学部では、授業料等の免除制度を設けており、平成21年度で全額

免除1人（前期）、半額免除延べ10人（前後期）である。

さらに、当該短期大学部では、学生寮を設置（昭和39年1月開寮、定員32人）している。なお、学生寮は、常に満室（2人×16室）の状態、途中退寮者はほとんどいない。また、毎年、入寮申込時には定員の2倍前後の希望者がいるため、家計や家族の状況等の経済事情を中心に考慮し決定している。入寮費1,500円（入寮時のみ）、寮費月額1,800円、食費・光熱水費は22,000円程度となっている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- コンピュータの利用環境が整備され、利用のガイダンスが熱心に行われている。

**基準 8 施設・設備**

- 8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該短期大学部は広大で緑豊かなキャンパスを保有している。その校地面積（学生寮敷地 1,268 m<sup>2</sup>を除く）は、全体で 66,843 m<sup>2</sup>、学生（定員）1人当たり 223 m<sup>2</sup>である。また校舎面積（学生寮 598.46 m<sup>2</sup>を除く）は、全体で 11,007 m<sup>2</sup>、学生（定員）1人当たり 37 m<sup>2</sup>であり、短期大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

3学科に共通する施設として、講義室 8 室（収容者数：50 人×5 室、70 人×2 室、154 人×1 室、なお 154 人講義室に LL 機能あり）、体育館及びコンピュータセンター演習室 2 室を設置しており、コンピュータセンター演習室には、パソコンを 116 台（演習室 A 66 台・演習室 B 50 台）設置している。

産業情報学科の施設としては、経営情報演習室 2 室、デザイン情報実習室 6 室、CG 室（パソコン 50 台）、CG 演習室（パソコン 16 台）、CG 入出力室（パソコン 6 台）、スタジオ、絵画工作室、デザイン情報演習室、木工機械室等がある。食物栄養学科の施設としては、調理実習室、集団給食実習室、食品加工実習室、栄養実習室、理化学実験室、生理学実験室等がある。社会福祉学科の施設としては、社会福祉演習室 2 室、小児保健実習室、心理実験室、音楽室及び器楽練習室がある。設備や備品については、平成 20 年度に調理台、平成 21 年度に実験実習機器等の大幅な更新を行うなど、更新計画に基づき、順次更新を図っている。

また、平成 14～16 年度にかけて、校舎及び体育館の耐震診断を実施し、「大地震時の振動及び衝撃に対して倒壊し、または、崩壊する危険性が低い。」A ランクと判定されている。

さらに、施設・設備のバリアフリー化については、車いすでの往来ができるようスロープ（2 か所）を設置しているほか、エレベーター 2 基（平成 18 年度）、車いす対応図書館カウンター（平成 19 年度）、多目的トイレ（平成 21 年度）等の改修を行い、順次バリアフリー化を進めている。

これらのことから、短期大学部において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 短期大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

コンピュータ設備は教育系、研究系、事務系、図書閲覧用から構成され、すべての教室、演習室及び研究室、事務室、附属図書館等に光ケーブル利用の高速ギガビットネットワークが導入されている。特に教



育系コンピュータは、プログラミング・データ分析・CG・CAD・栄養管理等において、学科の専門分野別のアプリケーションソフトを完備し、4つの演習室に設置された182台のパソコンを使って平日だけでなく土曜日・日曜日・夜間も自由に学ぶことができるようになっている。さらに、シラバス検索、履修登録、成績確認等の各種手続き、休講や事務局からの連絡もすべて学内専用のポータルサイト「P o t a .」を用いることによって、自宅のパソコンや携帯電話（平成22年度の全在学生の転送登録率：90.2%）でも短期大学部からの情報サポートを受けることができる環境となっている。

また、学生には入学ガイダンス時にコンピュータガイダンスを実施するとともに、情報ネットワークの適正な運用を図るため、コンピュータセンターがガイドラインを定めているほか、基幹サーバには管理者を定めている。なお、現システム契約には保守サービスも含まれており、トラブル時に迅速な対応ができるような体制がとられている。

これらのことから、短期大学部において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

施設の保全、活用及び秩序の維持を図るため、施設管理規程を定めているほか、附属図書館やコンピュータセンター・CG室及び会津大学コンピュータ理工学部施設について、その施設概要及び利用方法を学生便覧に記載して、全学生に配付するとともに、入学時のガイダンスで周知が図られている。このほか、教職員については関係規程を教職員共有フォルダに掲載し、常時閲覧できるようにしており、学生については、学生便覧に記載するとともに、入学時ガイダンスで周知を図っているほか、祝日等で全館閉鎖となるときは、改めてメールですべての学生・教職員に連絡している。

また、ウェブサイトに施設案内として、施設概要図、コンピュータセンター、附属図書館について掲載し、写真を多数使用して紹介している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学部の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、規模は大きくはないものの、静かな環境にあって落ちついて読書や勉学にいそむことができるようになっている。現在、72,819冊の図書のほか、学術雑誌99種、視聴覚資料その他3,045点を備えている。

施設としては附属図書館と2室の資料室からなる。附属図書館には、閲覧室と書庫それに事務室がある。閲覧室には閲覧席を30席設け、文学書等の一般教養図書、各学科の専門分野の学習に役立つ指定図書及び参考図書等を系統的に収集・整理して開架している。また、ビデオやDVDを見ることができる視聴覚コーナー、新聞・雑誌等を気楽に読むことができるブラウジングコーナー、本館所蔵図書や会津大学所蔵図書の検索及び国立情報学研究所（N I I）が提供する学術情報サービスや朝日新聞のデータベースを利用できるコンピュータ検索コーナーを配置している。学内専用のウェブサイト「学内ウェブ」では、附属図書館のウェブサイトを設け、図書館利用等について具体的に紹介や説明をしている。また、蔵書検索（OPAC）やオンラインデータベース等の利用も可能である。書庫には専門書を所蔵しており、自由に閲覧することができる。資料室には研究紀要のバックナンバー、新聞縮刷版等が保管されている。図書の

## 会津大学短期大学部

貸出や返却の手続き、図書の購入希望等の各種受付、参考資料所蔵調査や図書館を利用する上での相談等には司書が対応している。

開館時間は、8時30分から17時までを基本としつつ、19時30分まで開館する「延長開館」を行っている（平成21年度実績：150日）。また、試験期間前1か月程度は、土曜日も8時30分から17時まで開館し、自主学習の場を提供している（平成21年度実績：8日）。

図書館資料の受入状況を平成17～21年度で見ると、図書受入冊数の平均は961冊、雑誌受入冊数は103冊、受入新聞種数は11種となっている。学生が必要とする情報を入手しやすいよう配慮し、シラバス掲載の参考書に限らず、レポート課題図書の購入を行うとともに、新着図書等の展示を行っている。

図書館の利用状況を平成17～21年度で見ると平均貸出冊数は延べ6,208冊、平均貸出人数は延べ2,617人となっており、それぞれ増加傾向を示している。

なお、附属図書館の蔵書収納スペースは狭隘であり、開館時間の延長、土日開館についても引き続き改善を図る必要がある。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 全学的な高速ネットワークシステムや情報機器環境が整備されており、教育研究をサポートしている。

### 【改善を要する点】

- 附属図書館の蔵書収納スペースが狭隘化している。

**基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム**

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準9を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示すデータや資料としては、基本的なものとして学科課程表、シラバス、時間割表、科目履修者名簿、出席簿、休講・補講記録、成績簿等を蓄積している。また、各学期末に実施される「学生による授業評価」、学年末に実施される「在学生による本学評価」、ウェブサイト上で実施される「卒業生による本学評価」の調査結果は、学内専用のウェブサイト「学内ウェブ」上で公表し、電子データで蓄積している。

また学科やコースでは、卒業論文や卒業研究要旨、実習指導記録等といった活動の実態を示すデータや資料を収集し蓄積している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 短期大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的なかつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見聴取については、前期・後期末に「学生による授業評価」を実施し、授業に関する意見・評価を得ている。また、学年末には「在学生による本学評価」を実施し、入学目的とその達成度、授業内容・授業環境に対する印象、教養基礎科目の教育課程の評価と要望、専門教育科目の教育課程についての評価と要望、講義形態に対する要望等をはじめ、その他就職活動や施設設備等への要望について意見を聴取しているほか、「学生生活アンケート調査」を実施して実態を把握し、適切な学習環境の整備に活かしている。

「学生による授業評価」の結果は科目担当教員に配付され、教員はこの評価に対し授業改善の方策等を明文化した回答書を作成し、それに基づいて各自が授業改善を行っている。なお、評価結果の概要と教員からの回答は学内専用のウェブサイト「学内ウェブ」に掲載され、さらに、これに評価結果を加えたものが附属図書館において冊子で開示されている。また、各学科長には所属学科の全科目の評価結果（自由記述も含む）のデータが示され、学科運営に役立てている。

「在学生による本学評価」の結果は数値データが学内専用のウェブサイト上に公開されるほか、記述データを加えたものが附属図書館で開示されている。また、集計結果の検討等は評価委員会内に設けられた授業・本学評価小委員会で行うが、そのメンバーは各学科から選出されており、結果の要点は委員を通して関係部署に伝えられ、活用されている。

教員の意見については、各学科会議や各種委員会で把握するほか、教員は全員参加の教授会で意見等を述べる事が可能となっている。

学生からの意見が反映された改善例としては、「学生による授業評価」において「質問や意見が出しやすい授業である」の評価が低かったことを受けて、一週間前に資料を配付し、学生からの質問が出しやすくなるよう工夫をした結果、評価値が上昇している。また、「状況に応じて資料を配付したり、映像を利用したり、工夫している」の評価が低かったため、液晶プロジェクターを利用して授業を行った結果、評価値が上昇している。このほかにも、図書館の開館延長や土曜開館、短期大学部施設の開放時間の延長や開放日の増加、エレベーターの設置、手洗い場の設置、売店・食堂の開業時間の延長等の改善事例が挙げられる。

これらのことから、短期大学部の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外者からの意見を聴取し活用する組織・手段としては次のものがある。

第一は、経営に関する基本方針を審議する経営審議会である。

第二は、外部の有識者2人が委員として加わり、当該短期大学部の教育研究の方針を審議する教育研究審議会である。

第三は、教育等の実社会における適合性を問うとともに在学生へのアドバイスを募る「卒業生による本学評価」である。

第四は、学生の就職先に会社の実務という観点から卒業生の評価を問う「卒業生に対する評価アンケート」である。この集計結果は教授会で報告され、各教員を通じて学生の指導にも反映されている。一例を挙げれば、産業情報学科の学生が企画した平成21年度オリエンテーションキャンプのテーマ「積極性とはなにか?」は、このアンケート調査結果が反映されたものとなっている。

第五は、高等学校側に対して入学試験制度を始めとした当該短期大学部に対する要望と評価を聴取する「高等学校訪問の際の意見聴取」である。この結果は広報委員会で集約されて教授会で報告され、教育方針や入学試験制度を考える際の参考資料として活用している。改善に活かした事例としては、訪問先で高等学校の数学教諭と懇談した際、数学教育の基礎学力の低下問題についての意見聴取から、経済学での数式を用いた授業の改善に活かしたこと等が挙げられる。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

個々の教員は、毎学期行われる「学生による授業評価」の結果を受けて、各授業で不十分な点が明らかとなることから、それへの対処方法を工夫するといった形で授業改善を行っている。また、次年度の授業評価の際はその工夫した点の評価を問うこともできるよう授業方法に関する設問内容の変更が認められているなど、継続的に改善を進めることができる。このように学生による授業評価→改善方法の回答→改善→改善に対する評価→確認というシステムが構築されている。その前提となる授業評価の学生回答率は90%前後と高く、評価の信頼性は担保されている。しかしながら、授業評価結果に対する専任教員の回答率は、96.8%を確保しているが、非常勤教員の回答率は44.7%にとどまっており、今後非常勤教員の協力を求めていく必要がある。

さらに、FD活動として、全教員が見学する公開授業を実施し、その後意見交換会に参加すること等で

改善の方法を学ぶ機会も設けられている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っている判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

評価委員会の行う「学生による授業評価」とともに、平成 19 年度から企画運営委員会内にFD小委員会を設け、FD活動の企画・実施計画の立案、FD活動の評価、FD活動に関する情報の収集と提供等について審議し、当該短期大学部全体の教育の質の向上を図っている。

FD小委員会では、平成 20 年度からFDネットワーク「つばさ」に参加している。このFDネットワーク「つばさ」は、連携する大学・短期大学・高等専門学校におけるFDの立上げ・確立・発展を協同で行い、授業改善・教育課程・教育制度改善等を実現させ、その成果を共有するとともに、各大学等における特色ある魅力的な教育を開発することを目的としており、このネットワークから紹介された様々なFDワークショップ、セミナー、研修会、模擬授業の見学等に教員を派遣している。

平成 20 年度から本格的に教育の質の向上及び改善に資するためのFD活動を開始し、以下のような取組を行っている。

(1) FD全体ミーティングの開催

FDに関するテーマについて当該短期大学部全教員による意見交換・情報共有を行う場としてFD全体ミーティングを開催し、各種セミナーや研修会等への参加報告を実施している。

(2) 公開授業・意見交換会の実施

「学生による授業評価」において全体の平均評価が低い設問を抽出し、この設問の評価が逆に高い講義を公開授業として全教員の見学を義務化しているほか、公開授業に併せて意見交換会を実施し、反省会ではなく学び合いの場として授業改善のための情報共有の機会を用意している。

(3) FD講演会の実施

外部から講師を招き、先進的なFD活動事例を学ぶ場としている。

(4) 各種シンポジウム・研修会への参加

ほかの機関が実施するFDに関する研修会等（ワークショップ、シンポジウム、セミナー等）に当該短期大学部の教員を派遣し、FD活動についての情報収集を行っており、これらの内容については先述したFD全体ミーティング等で報告し、学内での情報共有に努めている。FDに関する研修会等への参加は、FDの意義に関する詳細な分析と解説による理解を深めるとともに、FD活動の進め方の様々な事例とその効果を知ることができ、当該短期大学部でのFD活動や授業改善へのヒントを得る機会となっている。

また、教育の質の向上や授業の改善に結びつけた事例については、「授業開始時に、あらかじめ質問タイムがあることを知らせるようにした。」「前回の授業の要点について質問して、復習を促すようになった。」「予習テストを採用した。」等が挙げられる。

これらFD活動についての各資料は教職員共有のフォルダに保存し、教職員が閲覧できるようにしている。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

産業情報学科及び社会福祉学科に所属している非常勤実習助手、コンピュータセンター技能員並びに事務職員（附属図書館・キャリア支援センター・地域活性化センター職員を含む）等の教育支援者に対してはスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）活動への参加を推進している。

例えば、コンピュータセンター運営委員会では、各種セミナーへの参加による教職員の技術レベルの向上を図るため、ネットワーク関係の技術セミナーや各種セキュリティ対策セミナーへの参加を奨励し、コンピュータセンターに関わる教職員の技術レベルの強化を図っている。

このほか、コンピュータ関係以外のSDとしては、福島県や全国公立短期大学協会等の研修を継続的に受講させている。平成21年度からは、福島県内の高等教育機関が連携して進めている「大学教育充実のための戦略的大学連携プログラム」の中のSD合同研修に参加している。

これらのことから、教育支援者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

#### 【改善を要する点】

- 授業評価結果に対する非常勤教員の回答率を上げることが必要である。

**基準 10 財務**

- 10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

当該短期大学部は、公立大学法人会津大学が4年制大学とともに設置・運営する短期大学部であり、財務面では一体的に運営されている。

平成21年度末現在、当該短期大学部の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産17,328,912千円、流動資産1,207,089千円であり、資産合計18,536,001千円である。当該短期大学部の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債2,469,860千円、流動負債921,082千円であり、負債合計3,390,943千円である。これらの負債は、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

また、当該短期大学部では、長期借入金はもとより短期借入金もない。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該公立大学法人の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である福島県から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。なお、当該短期大学部は、公立大学法人に移行した平成18年度から4年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託事業収入や寄附金収入等の外部資金についても確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該短期大学部の収支計画については、公立大学法人として、平成18～23年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、経営審議会及び役員会の議を経て、理事長（学長兼務）が決定し、当該短期大学部のウェブサイトで公表している。また、その内容については、全

教員が参加する教授会で報告している。

また、当該公立大学法人全体の収支計画案等を作成する過程の中で、当該短期大学部内においても、部科長会議において審議を行っている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成21年度末現在、当該公立大学法人の収支状況は、損益計算書における経常費用4,177,160千円、経常収益4,395,593千円、経常利益218,432千円、当期総利益は217,857千円であり、貸借対照表における利益剰余金718,989千円となっている。

また、当該短期大学部のみの収支状況においても収入超過となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該短期大学部の予算配分に当たっては、公立大学法人の予算編成方針に基づき、各部門への照会及びとりまとめを行うとともに、部科長会議において、予算案及び年度計画案等の審議を行っている。人件費を除いた経常費用の大部分を占める教育研究活動に対する支出は、各学科の講義・演習・実習等経費、教員の個人研究費、コンピュータシステムリース料、教育研究に係る光熱水費等の経費が主なものである。教員の研究活動に係る経費に関しては、個人研究費として、全教員（助手を含む。）に一律に配分するとともに、奨励研究及び学外研修事業として教員の研究や研修を支援している。

また、施設・設備に対する予算配分については、緊急性を勘案して順次行っており、平成18年度にエレベーターの設置、平成19年度にキャリア支援センター及び附属図書館の改修、平成20年度に調理実習室の調理台の更新、平成21年度に小児保健実習室等への空調機の設置、学生相談室の整備、実験実習測定機器類の整備等を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について福島県知事の承認を受けた後、福島県報に公告し、当該短期大学部のウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき監査計画を作成し業務全体の監査を実施している。

会計監査人の監査については、福島県知事が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する監査室が、内部監査実施要領に基づき、内部監査計画を策定し、



実施している。

また、監事は、会計監査人から監査結果の報告及び説明を受けるなど、監事、会計監査人、内部組織である監査室が、それぞれ独立性を保ちながら相互に連携を図るとともに経営審議会等に出席し、大学経営に関し意見を述べるなどしている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

**基準 11 管理運営**

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

**【評価結果】**

**基準 11 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該短期大学部を運営する公立大学法人会津大学の管理運営組織をみると、まず役員会及び法人の経営に関する重要事項について審議する経営審議会を置き、学長を兼務する理事長がそれらの議長を務めるとともに、当該短期大学部の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置き、学長が議長を務めている。

また、学則第 41 条に基づき、重要事項を審議するための組織として教授会を置いている。構成員は、学長、教授、准教授、講師及び助教とし、学長が必要と認めたときは、助手を加えることができることとしており、実際は、常時、助手も参画している。議長は、学部長が務めている。

教授会の下には、学内運営組織等に関する規則に基づき、学科会議、教養基礎会議、部科長会議、企画運営委員会、評価委員会、機関別認証評価委員会、会計監査委員会、教務厚生委員会、入学試験委員会、進路指導委員会、附属図書館委員会、広報委員会、地域活性化センター運営委員会、コンピュータセンター運営委員会、国際交流委員会、ハラスメント防止委員会、研究費等受入審査委員会、学術研究奨励会及び職務発明審査会を設置している。

一方、事務組織は、公立大学法人会津大学の事務局の一部として位置付けられ、短期大学部専任の職員としては、短期大学担当次長、短期大学事務室職員 11 人、附属図書館司書 1 人を配置している。事務室は、総務係と学生係の 2 係体制としている。

緊急の重要事項等については、学長、学部長、各学科長、附属図書館長、学生部長、事務局短期大学次長等で構成される部科長会議を臨時に開催し、対応を決定している。例えば、新型インフルエンザ発生に伴う臨時休業等の措置がこれに該当する。

また、教職員が職務を遂行していく上での指針となるべき法令遵守等に関する会津大学行動規範を定め、内部要因に対する危機管理については、公立大学法人会津大学公益通報取扱規程を制定し、これに基づき対応することとしているほか、「公的研究費の管理・運営に関する基本方針」を制定し、公的研究費を適正に管理・運営する責任体制を明確化している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長は、当該短期大学部と会津大学を運営する公立大学法人会津大学の理事長を兼ねるとともに、経営審議会及び教育研究審議会の議長となっている。また、学長を議長とし、学部長、各学科長、附属図書館長、学生部長及び事務局短期大学担当次長からなる部科長会議を設置している。部科長会議は、役員会、各審議会及び部科相互間の調整、教員人事及び運営に関する重要事項全般の審議に当たっており、当該短期大学部全般の運営に関する意思決定を行っている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 短期大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズについては、全学生を対象とした「在学生による本学評価」のアンケート調査及び2年次生を対象とした「学生生活アンケート調査」を毎年度実施しているほか、平成20年度から新たに食堂の充実・改善について検討する懇談会や寮生との懇談会を開催し、学生ニーズの把握に努め、概要を教授会で報告している。その要望については、平成20年度に食堂に温蔵庫を設置し、平成21年度にはトイレブースを改修するなど、可能な限り実現に努めている。また、平成18年度後期からオフィスアワー制度を導入し、様々な相談を受けつつ、学生ニーズの把握にも努めている。

教員のニーズについては、各学科会議や各種委員会において把握するほか、全員参加の教授会で意見等を述べる事が可能となっている。事務職員のニーズについては、事務室で把握している。必要な事項に対しては、予算措置を講ずるなど対応することとしており、例えば、平成21年5月教授会で新型インフルエンザ対策として要望の出された手洗い場の設置については、法人内で急遽予算を捻出し、10月から順次整備している。

学外関係者に関しては、法人に設置した経営審議会には5人の外部委員を、短期大学部に設置した教育研究審議会には2人の外部委員を委嘱している。これら審議会での意見等は、当該短期大学部の管理運営に反映しており、例えば、平成20年5月の教育研究審議会での外部委員からの意見を踏まえ、当該短期大学部の学生を出身高等学校に派遣して当該短期大学部の広報を行うホームカミング・レポーター制度を7月に創設しており、平成20年度に19人、平成21年度に17人の学生を派遣している。

これらのことから、短期大学部の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事2人（非常勤）を配置し、公立大学法人会津大学監事監査規程を踏まえ、毎年度、監事監査計画に基づき基本方針及び監査実施項目を策定し、会計監査及び業務監査を実施している。会計監査については、独立会計監査人が実施する会計監査結果を活用し検証を行うとともに、内部監査の実施状況を踏まえ内部牽制が適切に行われているか検証している。また、内部監査とともに監事による実地監査を行っている。業務監査については、監事は役員会、経営審議会等の大学運営に関する主要な会議に出席し、役員等の業務執行が適切に行われているか検証するとともに、中期計画及び年度計画の進捗状況については目標達成の観点から様々な助言を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該短期大学部事務職員のうち福島県からの派遣職員については、福島県の職員研修計画に基づき研修を実施し、法人職員の司書とコンピュータセンター技能員については、それぞれ関連する団体主催の研修を受講している。

また、大学運営に関する専門研修については、当該短期大学部が加入している全国公立短期大学協会が主催する公立短期大学幹部研修会及び公立短期大学事務職員中央研修会や他大学が主催する研修に参加しているほか、平成21年度からは、福島県内の高等教育機関が連携して進めている「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」(文部科学省補助事業)の中で取り組んでいるSD合同研修に積極的に参加している。

しかしながら、現在配置されている13人の専任の事務職員等のうち11人が福島県からの派遣職員であり、数年間の勤務により転出することから、大学法人運営について専門的なスキルを持つ職員が少ないことが課題となっており、SD研修への参加や法人プロパーの職員の採用を一層進めていく必要がある。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

法人としての組織等については、公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程に定めている。管理運営に関する方針については、学則に定めており、これに基づいて、教授会規程、学内運営組織等に関する規則等を定めている。

管理運営に関わる人事の規定や方針については、地方独立行政法人法及び公立大学法人会津大学定款の規定により、理事長は、会津大学及び会津大学短期大学部に設置される理事長選考会議の選考を踏まえた法人の申出に基づき設立団体の長である福島県知事が任命することとされ、監事は福島県知事が任命することとされている。また、学部長候補者、各学科長、附属図書館長及び学生部長予定者については、選挙により選任し、理事長に内申することとしており、選考手続きは学部長選考規程及び学科長等選挙規程に定めている。また、施設管理については、施設管理規程及び防火管理規程を定めており、これらの規程は、「短期大学部規程」として、ファイルサーバの教職員共通フォルダに掲載している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 短期大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

学内情報の共有化・ペーパーレス化、事務処理の効率化のためにファイルサーバを設置し、教職員共有フォルダの中に、教授会、各種委員会等に区分して、各種データ、会議結果報告等の様々な情報を掲載し

ており、教職員は必要に応じてアクセスし、活用している。ファイルサーバに保存されているデータ量は増加してきており、学内情報の電子化を進展させている。なお、個人情報や部外秘扱いの情報管理の適正化のために平成17年度に制定した「情報システムにおける情報管理に関するガイドライン」に基づき、ファイルサーバ上の情報について管理・運用している。特に、各組織別のフォルダに対してフォルダ管理者を設置し、情報に対する責任の明確化、誤操作による情報の散逸の防止、学内情報の集約及び再利用のための適切な分類・管理をしている。

また、平成20年度に運用を開始した学内専用のポータルサイト「P o t a .」により、学生情報、教育課程の情報等の各種情報を共有できるようになっており、教務に関する各種連絡に用いられている。

これらのことから、短期大学部の活動状況に関するデータや情報が、適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該短期大学部では、平成21年9月に、平成16年度から平成20年度までの5年度分について、学長、学部長、各学科長等で構成される評価委員会の下で、客観的データに基づいていることに留意して自己点検・評価を行い、根拠となる資料やデータ等を盛り込んだ『平成20年度自己点検・評価報告書』として取りまとめている。その実施項目等については、評価委員会で協議の上決定している。また、この報告書は、ウェブサイトで公表するとともに、全教員にCDで配付している。なお、この自己点検・評価報告書は、平成8年4月、平成13年3月、平成17年3月に続いて、4回目となるものである。

また、地方独立行政法人法の規定により福島県に提出する業務実績報告書は、ウェブサイトで公表している。

これらのことから、短期大学部の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学部内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

『平成20年度自己点検・評価報告書』については、平成22年2月、外部委員を含む教育研究審議会で報告し、意見を聴取している。そこでは、当該短期大学部が取り組む地域活性化センターとの事業、とりわけ派遣講座や地域との連携事業について、「地域活性化と教育への還元に成果が上がっていると評価する。今後も推進すべきだ。」「短期大学部と会津大学との連携を強化すべき。」「効率的な運営には校地の一元化をすべき。」等の意見が外部者から寄せられている。

また、地方独立行政法人法の規定により、本法人の毎年度の業務の実績について、福島県公立大学法人評価委員会の評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価報告書では、改善点等を明示しており、全教員の共通認識の下で、各学科等関係組織が、改善に取り組むこととしている。これまでに実施された改善に向けた取組としては、平成21年度末に専用の学生相談室を設置したほか、平成21年度に附属図書館において司書有資格者の臨時事務補助員を1人採

## 会津大学短期大学部

用したことや電子化によるペーパーレス化を推進するため、教授会をペーパーレス化で実施するようにしたこと等が挙げられる。

また、教育研究審議会での、受験生へのPRとして、「年代的にも高校生に最も近い在學生を高等学校に送り、現状を説明することを実施してはどうか」という意見を受け、在學生を出身高等学校に派遣して当該短期大学部のPRを行うホームカミング・レポーター制度を創設している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該短期大学部のウェブサイトでは、当該短期大学部の教育研究上の目的、アドミッション・ポリシー、沿革、各学科の教育内容、進路状況、キャンパスライフ、研究活動等と適切に区分しながら、情報発信を行っている。

これらのことから、短期大学部における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

## <参 考>





## i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

- (1) 短期大学名 会津大学短期大学部
- (2) 所在地 福島県会津若松市一箕町大字八幡字門田 1-1
- (3) 学科等の構成  
学科：産業情報学科、食物栄養学科  
社会福祉学科
- (4) 学生数及び教員数（平成 22 年 5 月 1 日現在）  
学生数：325 人  
専任教員数：27 人  
助手数：3 人

### 2 特徴

#### (1) 沿革と概況

本学は、昭和 26 年 4 月に高等教育機関を強く熱望する会津地域の声に応え、会津短期大学として開学した。発足当初は、商科 1 科のみの開設であった。その後、昭和 32 年には福島県立会津短期大学と名称を変更した。翌昭和 33 年家政科を増設し、昭和 40 年にはその家政科を家政専攻と食物専攻に分割した。昭和 55 年には家政科に代わり食物栄養科、そしてデザイン科及び社会福祉科が開設され、既存の商科と合わせ、4 科体制となった。その後、平成 5 年の会津大学開学に伴って、会津大学短期大学部に名称変更した。同時に、商科とデザイン科に代わり設けられた産業情報学科と、食物栄養学科及び社会福祉学科の 3 学科体制となった。また、産業情報学科には、経営情報コースとデザイン情報コースの 2 コースを同時に設けた。

平成 18 年 4 月に、独立行政法人化することとなり、公立大学法人会津大学が設置する短期大学に移行した。

#### (2) 教育の特色

##### 1) 基本方針

幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有し、問題解決能力と創造的展開能力を有した人材を育成することを基本方針としている。そのために、問題解決型学習や地域性及び社会性のあるテーマを取り上げる演習と実習に力点を置いた教育を行っている。

##### 2) 基本方針の具体化

###### ①少人数による問題解決型教育の充実強化

卒業研究や授業において、地域課題をテーマに据えて、

教員と学生が一体となって実践的研究教育を行っている。その成果は地域の人を招いての発表会やホームページにおいて公表し、積極的に活用の便に供している。また、少人数教育は教養教育及び専門教育のみならず、キャリア支援教育と、きめ細かい支援体制の充実に結実するとともに、資格取得による学科関連領域への進路決定にも実績を挙げている。

###### ②地域と連携した実践的教育の推進による地域貢献

教員と学生が一体となった地域研究に基づく地域貢献活動が、地域活性化センターを窓口にして展開されている。このセンターの運営は、福島県及び会津地方市町村や経済諸団体との連携において推進されている。また、地域の諸課題について、問題解決型教育研究のテーマとして取り込むとともに、教員は派遣講座や公開講座を通じて積極的に地域貢献に努めている。他方、学生も実践的提案を地域の産業や行政区に対して行い、着実に成果を挙げている。

また、高大連携協定に基づいて、教員の派遣やインターネットを経由した遠隔授業の実施、高校生の短大授業への受入れを行い、短大教育についての情報提供と高校生の進学への動機付けに役立っている。

###### ③情報教育の充実と活用

学内ウェブポータルサイト「Pota.」の運用により、学内連絡及び進路活動報告の入力と求人票の閲覧についてのペーパーレス化が実施されている。また、入学時ガイダンスにおいて IT リテラシー教育を全学一斉に行い、ICT 環境にいち早く習熟させて活用させている。教育においては、アプリケーションソフトを用いた卒業研究内容の作成と編集、及び授業課題と卒業研究成果のプレゼンテーションを活発に行っている。これらの活用をサポートするのが、全教室・実習室、コンピュータセンター等のインフラ整備と自主的学習環境の整備である。

## ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 開学の精神と理念

会津に大学をという悲願を達成する機運高揚を背景に、福島県立若松商業高等学校の尽力と貢献を基盤として、同校内に設置され、商科1科のみでスタートした。それは2か年の若松商業高校専攻科を先行整備して、短大設置の受け皿にした準備の結果であった。商科は商業はもとより工業、農業にも通ずる企業経営全般について資する人材育成を目指したものであることが、県民の理解と協力を得ることに結実した。次いで昭和33年に家政科を増設した。それは、女子の専門高等教育の充実による地域貢献可能な有為な女性育成への地域ニーズに応えた開設であった。このような経過と実情から、本学は知性の錬磨にとどまらず、学識の活用や応用さらに地域貢献に資する人材の育成に取り組んでいかなければならない。この理念すなわち目的は、公立大学法人化を契機に一層明確になっている。

大学教育の中心的使命は人材の育成であり、有為な人材の輩出が最大の地域貢献となるが、本学はそれに止まらず、幅広い教養と倫理観の修得を前提として、問題解決型学習を通じて、地域課題の解決を目指した、換言すればソリューションの具体的提示をも目指した研究教育を実践することを使命としている。

このような全体的使命のもとに、各学科の目的を次のように定める。

### 2 学科の目的

#### (1) 産業情報学科

現代産業社会では、歴史・文化そして環境にも配慮した広い視野からの人間性豊かな経営知識とデザイン能力との融合が重要になっている。そのため産業情報学科では情報化時代の産業に柔軟に適応できる統合能力を有する人材の養成を目的にしている。そこで、情報化時代における産業と関わる広範な知識を養うために、教養基礎科目と産業関連科目、コンピュータ関連科目、工学関連科目などで、経営とデザインに共通する視点から情報化社会と向き合うことができる能力を育成する。また、経営情報コースでは、経営学・会計学・経済学・情報学を中心とした領域から、企業経営にとっての価値ある情報の発見（問題発見）と問題解決に向けた創造的活用能力を磨く。デザイン情報コースでは、産業情報における教養基礎科目および共通科目に加え、デザインの基礎に関する理論・演習・実習科目を学ぶ。さらにデザインの専門性を高める意味からそれぞれの専門分野（インターフェイス、インテリア、グラフィック、クラフト、プロダクトなど）についても学び、情報化時代におけるデザイン活動と歴史・文化・環境などに配慮した、モノや事のデザインを実践する能力を磨く。

#### (2) 食物栄養学科

「健やかに生まれ、育ち、老い、心豊かな人生を過ごすためには、どのような食生活を送ればよいのか」というテーマは、私たちの一生を通して関わってくる根元的なテーマである。本学科では、健康で心豊かな生涯を過ごすための「望ましい食生活のあり方」を探求し、また、人々をそれぞれのライフスタイルに合わせた「望ましい食生活」に導き、支援できる人材の育成を目指す。また、近年は、健康志向や食への安全・安心への関心の高まり、健康食品ブーム、調理の外部化の進行など、食生活の豊かさを求めて食をとりまく状況が目まぐるしく変化している。このような変化に対応した「食」のエキスパートを育成するため、栄養士、健康栄養情報担当者及びフードスペシャリスト関連科目、コンピュータを活用した「食物栄養情報学」「栄養情報処理」などの科目を揃えて、学生の学習・研究活動を支援することによって、多様化・高度化する社会に対応できる高度な専門知識と実践的な技能を備えた人材を育成する。

#### (3) 社会福祉学科

社会福祉は、ヒューマニズムの思想とともに発展してきた。そこにあるのは、人間性の尊重と、一人ひとりの人間の価値が限りなく平等であるという精神である。本学科は、そのことを何よりも大切にしたいと考えている。私たちのライフサイクルを通して生じるさまざまな「生きづらさ」「生活のしにくさ」「生きる困難さ」等の現代社会が抱える病理的な諸問題を総合的、国際的視野に立って洞察し、一人ひとりの問題を理解し、自立に向かう利用者本位の支援活動を担うことができる福祉分野の人材養成に力を注ぐ。また、社会問題を理解できる基礎学力を修得し、福祉分野の専門性と倫理観を身につけて、地域社会に貢献しようとする意欲のある人材を育成する。

### iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

#### 基準 1 短期大学の目的

- ・ 本学の目的は、学則により定められており、その内容は学校教育法第 108 条に規定された、短期大学一般に求められる目的に沿ったものである。また、本学の目指す人材育成像に関する目的について、平成 20 年度に「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」を定め、本学の目的及び各学科・コースの教育研究上の目的を明確にしている。（観点 1-1-①）
- ・ 本学の目的は、学則を始め「大学案内」、「学生便覧」などを通じて本学の構成員（教職員及び学生）に周知するとともに、「大学案内」、ホームページなどの広報媒体を通じて広く社会に伝えている。（観点 1-2-①）

#### 基準 2 教育研究組織（実施体制）

- ・ 本学の教育目的に基づき、各学科とコースがそれぞれ教育目的を掲げ、その目的に沿って、学科の構成が適切なものになっている。（観点 2-1-①）
- ・ 教養教育の編成や運営は教養基礎会議が担当しているが、適切に機能している。（観点 2-1-②）
- ・ 附属施設であるコンピュータセンターは十分な学習環境を備えている。また、地域活性化センターは、問題解決型学習及び学生参画型実学・実践教育の展開を支援している。（観点 2-1-④）
- ・ 教育研究審議会及び教授会において重要事項の審議を行うとともに、教務厚生委員会を始め各種委員会等を設置して教育活動等について検討を行っている。（観点 2-2-①②）

#### 基準 3 教員及び教育支援者

- ・ 本学教員については、本学の教育課程を遂行する上で適切な教員組織編成がなされ、また、教育上主要な授業科目には専任の教授及び准教授を配置している。（観点 3-1-①②）
- ・ 優秀な教員を確保するために公募制を採用するとともに、教員の採用基準や昇任基準を明確に定めている。（観点 3-1-③、3-2-①）
- ・ 平成 21 年度分から専任全教員の業務活動実績報告書を提出することを義務化している。（観点 3-2-②）
- ・ 教育内容に関連した研究活動が行われている。（観点 3-3-①）
- ・ 教育活動の展開に必要な事務職員、技術職員、実習助手等の教育支援者は確保されている。（観点 3-4-①）

#### 基準 4 学生の受入

- ・ 本学では教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーを定め、大学案内、学生募集要項及びホームページに掲載するなど、広報活動を行っている。（観点 4-1-①）
- ・ 入学者選抜において、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入学者選抜方法を採用し、本学の学生受入れは適正かつ公正に行っている。（観点 4-2-①、4-2-③）
- ・ 毎年入学試験実施後に、その年度の結果を各学科で検証し、入学試験委員会で全学的に検討し、次年度以降の入学試験の改善に役立てている。（観点 4-2-④）
- ・ 定員に対し一定の志願倍率を維持しており、入学定員を大幅に超えたり下回ったりすることはなかった。このことは、入学試験委員会を中心として、絶えず入学者選抜方法の検討・見直しを繰り返し、学生募集活動も継続的に行ってきたためである。（観点 4-3-①）

#### 基準 5 教育内容及び方法

- ・授業科目は、本学の教育の目的及び授与される学位に即して、教養教育に当たる全学科に共通する「教養基礎科目」と、各学科の専門性を活かした「専門教育科目」により構成されている。教養基礎科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、数多くの科目を配置している。専門教育科目は、各学科とも各分野の骨子となる科目が明確に位置づけられており、それらを補完するのに必要な科目も用意されており、内容的にも教育目的に沿ったものとなっている。(観点5-1-①)
- ・カリキュラムや授業科目については、実学実践教育や地域貢献に配慮した科目の新設、新たな資格の取得のためのカリキュラムの整備、資格関係法令の改正に伴う新たな科目設置、キャリア形成を支援する科目の開設など、学生のニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮してカリキュラムの改善を積極的に行っている。(観点5-1-②)
- ・学生の自主的な学習を支援する体制を整備するとともに、卒業研究ゼミ等における指導を行うことによって、単位の実質化を進めている。(観点5-1-③)
- ・地域課題の解決を目指した学生参画型実学・実践教育は、卒業研究、特別演習、地域プロジェクト演習、各種デザインコンペティション、各種ボランティア活動などを通して、また、地域活性化センターが行う地域関連機関(産官民学)との協働・連携事業の活用を図ることにより、顕著な実績を挙げている。(観点5-1-④)
- ・学習指導法に関しては、全学科で、ゼミナールを開講するとともに、それぞれの専門領域に応じたフィールド型授業が組み込まれている。また、4室あるコンピュータ室を活用した情報教育が行われている。(観点5-2-①)
- ・シラバスは教育課程の編成の趣旨に沿って全科目にわたって作成されており、「学習到達目標」や「先修条件」も示されているので、学生が系統的な履修計画を立てる参考になっているとともに授業の聴講にも活用されている。(観点5-2-②)
- ・コンピュータセンターの時間外利用、附属図書館の開館時間の延長など、自主学習を施設面で支援するとともに、「基礎英語」の開設など基礎学力不足の学生への配慮も行っている。(観点5-2-③)
- ・成績評価基準や卒業判定基準は学生に周知し、認定を厳格適正に行うとともに、再試験や成績評価申立制度を設けることなどによって成績評価の正確性を担保している。(観点5-3-①②)

## 基準6 教育の成果

- ・教育目標の学生への浸透は入学時のオリエンテーションを始めとして、多くの機会を利用して行われている。そして、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像に照らして、教育の成果や効果が上がっていることは、卒業研究発表会の実施や論文集や報告要旨集、作品集の発行などから検証している。平成17年度以降の入学生は94.2%が学業を順調に修め、専門領域を中心とした就職や国公立大学等への進学、さらに目標とした資格の取得を実現している。(観点6-1-①、②、④)
- ・学生授業評価は学内全科目について行われ、概ね高水準の評価を受けていると同時に、問題点に対する教員側からの回答によって、授業改善に役立っている。(観点6-1-③)
- ・卒業生及び就職先アンケートからも高い評価結果が得られている。(観点6-1-⑤)

## 基準7 学生支援等

- ・前後期のガイダンスにおいて、教務厚生委員による適切な履修指導が行われている。また、新入学生に対するコンピュータガイダンスは入学当初より質の高い教育を可能にし、2年間という短い履修期間におけるコンピュータ教育では大きな役割を果たしている。(観点7-1-①)
- ・全教員週1コマのオフィスアワーが設定され、教員が学習相談、進路相談、その他の相談を受け付けている。

オフィスアワー以外の時間も含め、メールを含む形態で学習支援をしている。また、学生相談員制度があり、各学科から選出された教員とカウンセラーが相談を受けている。進路相談については、キャリア支援センターを設置し、実務経験が豊富な2名のキャリアアドバイザーが相談に応じ、適切な年間実施計画のもとに進路指導を行うとともに、オフィスアワーにおいても各教員が進路指導に当たっている。さらに、在学生による本学評価が毎年行われており、これによっても学習支援に関する学生ニーズの把握が可能になっている。

(観点7-1-2)

- ・コンピュータセンター演習室、附属図書館などを設置しており、インターネット利用環境を備えたパソコンの設備など自主的学習環境は十分整っている。(観点7-2-1)
- ・教務厚生委員会を中心とした教職員によって、学生のサークル活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切になされている。(観点7-2-2)
- ・学生相談員の配置等により、健康、生活、進路、各種ハラスメント等について学生から相談を受ける体制が整備されている。(観点7-3-1)
- ・経済的な面での学生の支援に関しては、奨学金制度を周知するとともに授業料等の免除制度を整えている。(観点7-3-3)

## 基準8 施設・設備

- ・本学は、広大な校地の中に、教育目的の達成のため、教室やコンピュータセンター演習室の共通施設を始め、各学科に必要な施設・設備を有しており、校舎及び体育館は耐震基準を満たしているとともに、バリアフリー化についても着実に進めている。(観点8-1-1)
- ・コンピュータセンターでは、高速ギガビットネットワークシステムを構築するとともに、教育研究及び関連する各種サポートを全学的な体制で運営している。また、情報ネットワークの適正な運用を図るため、ガイドラインを定めるとともに、コンピュータガイダンスの実施等により基礎的知識や技術を習得させており、学生はパソコンや情報ネットワークを有効に活用している。(観点8-1-2)
- ・施設・設備の保全・利用等については、規程を定めるとともに、学生便覧に記載するなどして本学構成員に周知している。(観点8-1-3)
- ・附属図書館には閲覧席を30席設けているほか、視聴覚コーナー、コンピュータ検索コーナー等を設けている。図書については、購入希望を受け付けるとともに、学生が必要とする情報を入手しやすいよう常に配慮し、シラバス掲載の参考書に限らず、レポート課題図書の購入を迅速に行っており、現在、72,819冊の図書のほか、学術雑誌99種、視聴覚資料その他3,045点を備えている。さらに、開館延長や土曜開館を実施するなど学生の要望に応じており、貸出冊数や貸出人数も増加している。(観点8-2-1)

## 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- ・本学では、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集、蓄積し、学内ウェブやホームページ上に公表している。(観点9-1-1)
- ・本学構成員及び学外関係者からの意見聴取は複数の方法で継続的に行われており、その結果は授業改善、学内制度や施設・設備の改善等に適切に活用されている。(観点9-1-2③)
- ・評価委員会によって、「学生による授業評価」の詳細な分析が組織的に行われ、その結果は教員へ配布されるとともにFD活動の企画立案にも利用されており、教育の質の向上・改善に直結した適切なシステムが組織的に整備されている。(観点9-1-4)
- ・FD活動の中で、組織的にFDの意義を確認し、公開授業の見学等により授業改善の具体的な手がかりを得られる取組みを行っている。(観点9-2-1)

- ・教育支援者に対する資質の向上を図るための研修等、その取組みは適切に行われている。(観点 9-2-②)

#### 基準 10 財務

- ・本学は、公立大学法人会津大学が、四年制の会津大学とともに設置・運営する短期大学であり、財務面では、一体的に運営されている。法人化に当たり県から承継した土地、建物、教育機器等の資産総額は、平成 21 年 3 月末において 19,117 百万円である。また、債務については過大とはなっていない。(観点 10-1-①)
- ・本法人の収入の約 7 割を占める福島県からの運営費交付金については、教育・研究及び管理運営のための一般経費部分が、毎年度 1%削減されているものの、教員人件費等特定経費はその所要額が交付されている。一方、学生納付金収入に直結する本学の在学学生数の状況は、定員(300人)を若干上回って推移している。(観点 10-1-②)
- ・収支に係る計画は、経営審議会、役員会の審議を経て決定しており、教授会で報告するとともにホームページで公開している。(観点 10-2-①)
- ・収支の状況は、借入れを行うことなく、法人化後毎年度利益を計上していることから、適切な経費執行が行われ、支出超過となっていない。また、教育研究活動に要する経費も確保されている。(観点 10-2-②③)
- ・財務諸表等については、法令の規定に従い公表するとともに、ホームページに掲載している。(観点 10-3-①)
- ・監査については、監事監査、会計監査人による監査、監査室による内部監査が計画的に実施されており、適正な財務管理を確保するための体制を整備し実施している。(観点 10-3-②)

#### 基準 11 管理運営

- ・管理運営のための組織及び事務組織については、教育研究審議会、教授会、各種委員会が組織されているほか必要な事務組織も整備されており、管理運営に関する規程等も整備されている。(観点 11-1-①)
- ・学長は、法人の理事長を兼ね、また、重要事項を審議する経営審議会、教育研究審議会及び部科長会議の議長となっている。(観点 11-1-②)
- ・構成員のニーズの把握と管理運営への反映に関しては、在学生による本学評価及び学生生活アンケートの実施や食堂の充実・改善について検討する懇談会等の開催などにより学生のニーズを把握しているほか、教職員、学外関係者のニーズについても様々な場面で把握し、食堂への温蔵庫の設置、新型インフルエンザ対策としての手洗い場の設置など速やかな実現に努めている。(観点 11-1-③)
- ・監事 2 名(非常勤)を配置し、毎年度、監事監査計画に基づき基本方針及び監査実施項目を策定し、会計監査及び業務監査を実施している。(観点 11-1-④)
- ・本学事務職員は、福島県の研修計画に基づく研修等を受講しているほか、全国公立短期大学協会等が主催する専門研修についても受講している。(観点 11-1-⑤)
- ・管理運営に関しては、学則を始め関係諸規程を整備し、教職員共有フォルダに掲載している。(観点 11-2-①)
- ・情報の共有化に関しては、ファイルサーバの中に各種データ、会議結果報告等の様々な情報を掲載しており、教職員は必要に応じてアクセスし、活用しているが、最新のデータ等が蓄積されていない部分がある。また、平成 20 年度に運用を開始した学内ウェブポータルサイト「Pota.」により、学生情報、カリキュラム情報、教務に関する各種連絡など各種情報を共有できるようになっている。(観点 11-2-②)
- ・根拠となる資料やデータ等を盛り込んだ自己点検・評価報告書を継続的に発行し、外部委員を含む教育研究審議会で報告・意見聴取するとともに、ホームページを開設、運営し、教育研究活動の状況や成果に関する情報を分かりやすく社会に発信している。(観点 11-3-①②③④)